

廃棄物が地下にある 土地の指定について

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）』の改正により、県が指定する過去に廃棄物の埋立地として使用していた土地（以下「最終処分場跡地等」）の掘削等の行為が一部制限されます。

概要

この制度は、県が指定した最終処分場跡地等で土地の形質変更（宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為）を行おうとする場合、県に対して事前に届出を行うことを義務づけています。

目的

事前の調査や適切な施工管理をせず最終処分場跡地等の掘削等を行った場合、廃棄物の分解に伴うガスの発生や掘り起こした廃棄物の飛散などの予期せぬ状況により、周辺環境に支障が生じる可能性があることから、このような事態を未然に防止することを目的としています。

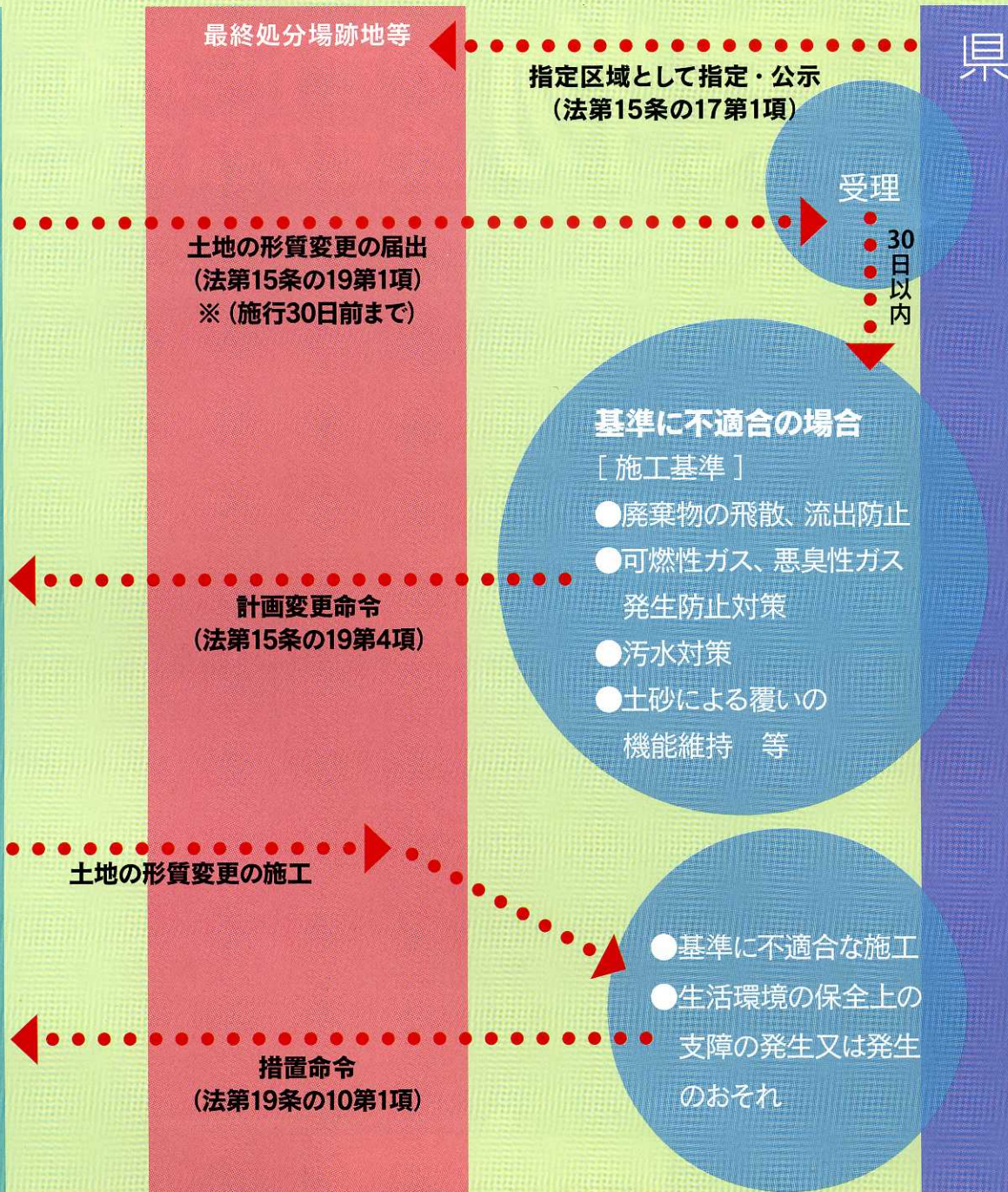
指定区域

過去に廃棄物の埋立地として使用していた土地であって廃棄物処理法の施行（昭和46年9月24日）以降に閉鎖・廃止した全てのもの、廃棄物の封じ込め等を行った不法投棄現場等が指定の対象となります。



最終処分場跡

指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者



Q&A

Q1 指定はどのように行われるのですか？

A1 最終処分場跡地等を調査のうえ指定区域を決定し、その土地の所在地を県報や県のホームページに掲載します。また、指定区域を取りまとめた「指定区域台帳」を作成し、県民の皆様が閲覧できるようにします。

Q2 指定区域の土地所有者は、何かする必要があるのでしょうか？

A2 指定に関しての手続きは特にありませんが、指定後にその土地を掘削する場合等には届出が必要となります。

その他、ご不明な点がありましたら、以下にお問い合わせ下さい。

群馬県環境森林部廃棄物政策課

前橋市大手町一丁目1番1号 Tel.027-226-2861.2854